

評価項目例の主旨、該当・非該当の着眼点

分類	理念、事業方針等	対象	全サービス
評価項目	1	①法人の理念 ②事業方針・将来像 を定めている。	
項目の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に定める社会福祉の目的、理念等の実現に向けて、社会福祉事業を実施する者として、法人の理念が明確に定められているかを評価。 ○ 社会福祉法では、利用者個人の尊重、地域福祉の推進、福祉サービスの質の向上に向けた取組等、社会福祉の方向性が規定されている。 ○ 法人の理念は、存在理由、意義、信条等を明らかにし、職員すべての行動規範となり、福祉サービスの質の向上等に大きな影響を与える重要なもの。 ○ 法人の理念を踏まえ、実施している事業又は新たに実施する事業の方針や将来像を明確に定められているかを評価。 		
該当・非該当の着眼点	<p>①から⑦のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の理念を組織的決定により定めていること。 ② 法人の理念を文書(パンフ、広報誌、事業計画等)に記載し、公開していること。 ③ 理念から、法人の使命、目的及び考え方を読み取ることができること。 ④ 理念が職員の行動規範になり得るものと認められること。 ⑤ 事業方針及び将来像を組織的決定により定めていること。 ⑥ 事業方針及び将来像を文書(パンフ、広報誌、事業計画等)に記載し、公開していること。 ⑦ 法人の理念と事業方針及び将来像に整合性があるものと認められること。 		

分類	理念、事業方針等	対象	全サービス
評価項目	2 ①長期的な事業計画 ②中期的な事業計画 ③年度ごとの事業計画（収支予算項目を含む。）を策定している。		
項目の主旨	<p>○ 地域福祉の推進、福祉サービスの質の向上を踏まえた法人の理念、事業方針等については、単にそれらを掲げているだけで実現することは困難と想定される。</p> <p>○ この項目では、法人の理念、事業方針等の実現に向けて、現在実施している事業の質の強化及び拡充、新たな事業の実施等に係る具体的な計画を策定していることを評価。</p> <p>○ 計画は、具体的な目標（数値等）、進捗状況の分析時期、達成時期等が記載されているものを評価する。</p> <p>※ この項目において、長期は概ね5～10年、中期は概ね2～3年を指す。</p>		
該当・非該当の着眼点	<p>①及び②のいずれにも該当すること。</p> <p>① 中長期の計画及び年度ごとの事業計画を組織的決定により定めていること。</p> <p>② 計画に次の内容を定めていること。</p> <p>ア 既存事業の質の強化及び拡充、新規事業等に係る具体的な目標（数値等）</p> <p>イ 進捗状況の分析時期</p> <p>ウ 達成時期</p> <p>エ 計画に係る予算項目</p> <p>オ アからエに掲げるもののほか、必要な項目</p>		

分類	理念、事業方針等	対象	全サービス
評価項目	3 ①法人の理念 ②事業方針・将来像 ③中長期的な事業計画 を全職員が理解するため、研修の開催等の取組みを定期的に行っている。		
項目の主旨	<p>○ 法人の理念については、職員の行動規範となるものでもあり、全職員が十分に理解している必要がある。</p> <p>○ 事業方針、将来像、事業計画等については、法人の経営層及び事業所等の管理者が取り組むだけでは、実現・達成することがことが困難と想定される。</p> <p>○ 現にサービスを利用者に対し提供する職員等が、内容を十分に理解し、具体的に取り組むことが肝要である。また、具体的な取組みを通じた問題点を把握することにより、適切な計画の進捗状況の分析等が可能となる。</p>		
該当・非該当の着眼点	<p>①及び②のいずれにも該当すること。</p> <p>① 会議、研修等を定期的に設けて、説明していること。</p> <p>② 事業計画の進捗状況の分析、見直し等のたびに説明していること。</p>		

分類	理念、事業方針等	対象	全サービス
評価項目	4	①法人の理念 ②事業方針・将来像 ③中長期的な事業計画 を利用者、その家族等が理解するため、説明会の開催等の取組みを定期的に行っている。	
項目の主旨	<p>○ 法人の理念については、利用者、その家族等が安心してサービスの提供を受けられるよう、職員の行動規範等となるべき内容を知ることが重要である。</p> <p>○ 事業方針、将来像、事業計画等については、利用者等が、今後のサービスの質の向上、拡充等に関する情報を事前に知ることにより、サービスや事業所の選択に寄与することが可能。</p> <p>○ また、サービスの提供を受ける側の意見等を把握することにより、適切な計画の進捗状況の分析等が可能となる。</p>		
該当・非該当の着眼点	<p>①から③のいずれにも該当すること。</p> <p>① 利用者や家族向けの説明会等を定期的に設けて、説明していること。</p> <p>② 事業計画の見直し(利用者に説明すべきような見直し)のたびに説明していること。</p> <p>③ 事業方針・将来像、事業計画に係る意見、質問等を受ける機会を設けていること。</p>		